

○東京藝術大学有害作業場における作業責任者の業務等に関する  
要項

〔平成17年4月1日〕  
学 長 裁 定

改正 平成18年3月15日 平成25年1月8日  
平成25年11月12日 令和6年4月9日  
令和8年2月10日

(目的)

第1 東京藝術大学安全衛生管理規則第14条に基づき、作業責任者の業務、有害業務従事者の登録及び資格取得等、労働災害を防止するために必要な事項を定める。

(作業責任者の選任が必要な作業場)

第2 作業責任者の選任が必要な作業場は、次に掲げる作業を行う作業場とする。

- (1) 安衛令第6条に規定する作業主任者を選任すべき作業
- (2) 安衛法第59条第3項に規定する危険又は有害な業務で、特別教育の必要な業務及び安衛則第36条に規定する特別教育を必要とする業務
- (3) 安衛法第61条第1項に規定する就業制限の対象業務及び安衛令第20条に規定する就業制限に係る業務
- (4) その他、法令等で定める安全衛生上必要な措置を講じる業務

(作業責任者の業務)

第3 学長は、作業責任者に以下の業務を行わせなければならない。

- (1) 有害業務による労働災害を防止するために、作業方法を点検、指導すること。
- (2) 排気装置などの保護装置の性能、保護具等の用具の性能その他作業場の安全衛生に関する点検を、1月を超えない期間ごとに行い、その結果を記録すること。
- (3) 作業場で使用する有害物質、有害エネルギー等を管理すること。
- (4) 保護具等の使用を監視すること。
- (5) 有害業務に従事する者への安全衛生に関する事項の教育、指導を行うこと。
- (6) 作業場の整理、整頓、清潔、清掃を指導すること。
- (7) その他、安全衛生上必要な事項を行うこと。

(有害業務従事者の登録)

第4 有害業務従事者の登録については、次によるものとする。

- (1) 第2に定める有害業務を行おうとする者は、所定の様式により学長に登録の申請をするものとする。
- (2) 前号の申請は、作業責任者が作業場ごとに取りまとめて行うものとする。
- (3) 学長は、第1号の申請があったときは、申請内容を審査し、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。)の基準に合致していると認める場合は、有害業務従事者として登録するとともに、作業責任者に許可証を発行する。
- (4) 前号の登録の有効期間は、登録した年度限りとし、更新する場合は、当該年度の4月末日までに行うものとする。

(5) 登録内容に変更があった場合は、その都度変更申請を行うものとする。

(資格取得)

第5 有害業務を行うのに必要な資格取得については、次によるものとする。

(1) 学長は、有害業務を行おうとする者に対し、第2に定める必要な資格及び第4第1号で申請する業務を行うにあたり法令上取得が望ましいとされる資格を取得させるため、免許の取得又は技能講習、特別教育の受講を命じるものとする。

(2) 前号の資格取得にかかる費用のうち、次のものについては大学が負担するものとする。ただし、1人の職員に対して、同一の資格について費用を負担するのは1回限りとする。

- ① 受験のための事前講習会参加費（原則として、大学が受講を命じたものに限る。）
- ② 受験料（免許試験）、受講料（技能講習、特別教育）
- ③ 受験、受講準備のためのテキスト代
- ④ 免許証発行手数料
- ⑤ 受験、受講のための交通費

附 則

- 1 この要項は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 労働安全衛生法にかかる資格取得についての取扱い（平成15年9月5日）については、これを廃止する。

附 則

- 1 この要項は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日までに資格を取得した者については、引き続き対象業務に従事することができるものとする。

附 則

この要項は、平成25年1月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年11月12日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月9日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。